

国内経済要録

◆市場レートの弾力化について

日本銀行は、最近の金融環境の変化にかんがみ、金利弾力化の一環としてコール・手形レートの一層の弾力化を図るべく検討してきた。将来の方向としては、例えば建値が標準レート化し、状況に応じ他のレートでも取引が行われるようになることも一つの姿として考えられるものの、急激な変革は市場に無用の混乱を招くこととなるので、出来るところから手をつけていくという趣旨から、まず以下の方針で臨む旨、市場関係者に対し説明した(6月1日)。

1. コール・レートの弾力化

- (1) コール建値を弾力的に変更する(市場実勢を勘案しつつ、より一層の弾力的変更を図っていくよう短資会社を指導する)。
- (2) なお、市場調節にあたっては、レート変動がその時の金融基調から大きく逸脱しないよう配慮する。

2. 手形転売の自由化

- (1) 1か月経過後の手形につき転売買を自由化、そのレートも実勢にゆだねることとする。
- (2) ただし、売戻条件付手形買入等現先類似の取引は認めない。
- (3) 新規手形のレートは現行どおりの扱いとするが、今後転売レートの推移等をながめ、より弾力化を図っていくこととする。

◆利付国庫債券(3年)(第1回)の要項

大蔵省は、国債の入札発行に関する省令第4条の規定により、昭和53年6月16日に発行する利付国債の発行方法を次のように定め、6月1日告示した。

1. 名称および記号 利付国庫債券(3年)(第1回)
2. 発行の根拠法律 昭和53年度における財政処理のたおよびその条項 めの公債の発行および専売納付金の納付の特例に関する法律(昭和53年法律第43号)第2条第1項
3. 発行予定期額 額面金額で3,000億円程度
4. 額面金額の種類 5万円、10万円、100万円、1,000万円、1億円および10億円の6種類
5. 発行日 昭和53年6月16日
6. 償還期限 昭和56年6月16日
ただし、繰上げて償還することがある。

ある。

7. 利子支払期 毎年12月16日および6月16日
ただし、銀行休業日に当たるときは、翌営業日に支払う。
8. 償還金額 額面金額100円につき100円
9. 入札の方法 利回り(年利パーセントで表示し、小数点以下第2位までとする)および応募額を記載して入札を行う。
10. 募入決定の方法 各申込みのうち利回りの低いものから順次割当てて発行予定期額に達するまでを募入とする。ただし、大蔵大臣が適当と認める場合には各申込みに対し、その一部または全部を募入外とすることがある。
11. 利率および発行価格の決定方法 利率および発行価格は、募入となったものすべてにつき同一とし、募入最高利回りを基礎としてそれぞれ次により決定する。
- 利 率 募入最高利回りの小数点以下第1位まで
- 発行価格 額面金額100円につき次の算式により得た金額。ただし銭位未満は四捨五入する。

$$\frac{3 \times \text{利率} \times 100 + 100}{3 \times \text{募入最高利回り} + 1}$$
12. 入札参加者 大蔵大臣から通知を受けた者

◆「特定不況産業安定臨時措置法」

最近における内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について、その実態に即した安定基本計画を策定し、計画的な設備の処理の促進等のための措置を講ずることにより、雇用の安定および関連中小企業者の経営に配慮しつつ特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とした「特定不況産業安定臨時措置法」が5月10日成立し、5月15日に公布、施行された。同法の主な内容は次のとおり。

1. 特定不況産業とは、次に掲げる業種に属する製造業であって、政令で指定するもの。
 - (1) 平炉または電気炉を使用する普通鋼の鋼塊または鋼材の半製品の製造業
 - (2) アルミニウム製鍊業
 - (3) 合成繊維製造業
 - (4) 船舶製造業

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品を製造する設備の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その業種に属する事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあると認められる業種で、設備の処理(廃棄、長期の格納、休止または譲渡により設備が生産の用に供されないようにすること)を行うことにより、その事態を克服することが国民経済の健全な発展を図るために必要であると認められるものとして政令で定めるもの。

2. 主務大臣は、1に掲げる業種に属する製造業を営む者から、当該製造業を特定不況産業に指定すべき旨の申し出があって、当該製造業を特定不況産業に指定したときは、速やかに関係審議会の意見を聴いて、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るために基本となるべき安定基本計画を定め、告示しなければならない。

(注) 安定基本計画は、①設備の処理に関する事項、②当該設備の処理と併せて行うべき設備の新設、増設および改造の制限または禁止に関する事項、③当該設備の処理と併せて行うべき事業の転換その他の措置に関する事項について定めるものとする。

3. 特定不況産業に属する事業者は、当該不況産業に関する安定基本計画が告示されたときは、その安定基本計画に定めるところに従って、設備の処理その他の措置を自主的に行うよう努めなければならないものとする。

4. 主務大臣は、特定不況産業の自主的な努力のみをもってしては、安定基本計画に定めるところに従って設備の処理等(設備の処理ならびに当該設備の処理と併せて行うべき設備の新設、増設および改造の制限または禁止)が実施されないと認められる場合において、当該特定不況産業に属する事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあり、国民経渂の健全なる発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、当該特定不況産業に属する事業者に対し、当該設備について、設備の処理等に係る共同行為を実施すべきことを指示することができるものとする。

5. 国は安定基本計画に定めるところに従って行われる設備の処理その他の措置に必要な資金の確保に努めるものとする。

6. 特定不況産業に属する事業者は、安定基本計画に定めるところに従って設備の処理その他の措置を行うに当たっては、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。また、国は、上記事業者

の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7. 国および都道府県は、上記事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせん、その他その者の職業および生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、国および都道府県は、上記事業者の関連中小企業者について、その経営の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8. 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律の規定は、設備の処理等に係る共同行為の実施に関する指示を受けた者がその指示に従ってする共同行為については、適用しないものとする。

9. 主務大臣は、設備の処理等に係る共同行為の実施に関する指示をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

10. 特定不況産業における計画的な設備の処理を促進するため、これに必要な資金等の借入に係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にすることを目的とする特定不況産業信用基金は、民間が発起し、大蔵大臣および通商産業大臣の認可を受けて、一を限って設立され、資本金は日本開発銀行および日本開発銀行以外の者の出資によって構成されるものとする。同基金は、特定不況産業における計画的な設備の処理のために必要な資金および当該設備の処理に伴って必要となる資金の借入に係る債務を保証するとともに、その業務に附帯する業務を行うものとする。

11. この法律は公布の日から施行し、昭和58年6月30日までに廃止するものとする。

◇「昭和52年分所得税の特別減税のための臨時措置法」

昭和52年分の所得税について、1年限りの特別措置として特別減税を行うため必要な事項を定めた「昭和52年分所得税の特別減税のための臨時措置法」は5月10日に成立し、5月15日に公布、6月1日より施行された。

同法の主な内容は次のとおり。

1. 特別減税の対象となる「昭和52年分所得税」は、居住者に係る昭和52年分の所得税または非居住者に係る昭和52年分の総合課税に係る所得税で、利子・配当所得の源泉分離課税、割引債の償還差益の源泉分離課税、住宅貯蓄控除相当額の徵収に係る税額、利子・配当所得についての源泉分離税額との差額の追徴に係る税額および附帯税を含まないものとする。

2. 居住者または非居住者は、この法律により、昭和52

年分所得税につき、特別減税を受けることができる。

3. 特別減税額は次の合計額とする。ただし、その金額がその者の昭和52年分所得税額を超える場合には、当該所得税額相当額とする。

(1) 本人 6,000円

(2) 控除対象配偶者または扶養親族

一人につき 3,000円

(注) 「昭和52年分所得税額」とは、同年分所得税につき、所得税法または租税特別措置法の規定により所得控除、税率および税額控除を適用して算出した所得税の額。

4. 昭和53年6月1日以前に、昭和52年分所得税について、確定申告書を提出し、または更正もしくは決定を受けた居住者は、納税地の所轄税務署長に対し特別減税額の還付を請求することにより、同税額の還付を受けることができる。上記居住者が基準日在職者(昭和53年6月1日の在職者でかつ昭和52年分の主たる給与等の支払を受けた者)の場合は、申告税額対応減税額に限り、当該還付を受けることができる。

(注) 「申告税額対応減税額」とは、基準日在職者が昭和52年分所得税について確定申告書を提出した場合等において、特別減税額から給与に係る特別減税額を控除した金額。

5. 昭和53年6月2日以後に昭和52年分所得税の確定申告書を提出する居住者は、当該申告書に特別減税額その他必要事項を併せ記載することにより、特別減税を受けることができる。

6. 非居住者の総合課税に係る昭和52年分所得税の特別減税については、居住者と同様とする。

7. 基準日在職者は、原則として昭和53年6月または7月に、主たる給与の支払者より、給与等に係る特別減税額の還付を受けることができる。基準日在職者は、昭和53年6月1日以前に昭和52年分所得税につき確定申告書を提出し、または更生を受けたこと等により、給与に係る特別減税が減少することになった等の場合には、税務署長の通知により、主たる給与支払者から、当該通知に基づき計算した給与に係る特別減税額の還付を受ける。

8. 昭和53年6月2日以後に、昭和52年分所得税に関し更正または決定する場合には、特別減税額を控除する。

◇「昭和53年度における財政処理のための公債の発行および専売納付金の納付の特例に関する法律」

昭和53年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、本年1月24日国会に上程された「昭和53年度における財政処理のための公債の発行および専売納付金の納付の特例に関する法律」は5月12日

成立し、15日に公布、施行された。同法の主な内容は次のとおり。

1. 特例公債の発行等

(1) 政府は、財政法第4条第1項のただし書の規定により発行する公債のほか、昭和53年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(2) 上記の公債の発行は、昭和54年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以降発行される公債に係る収入は、昭和53年度所属の歳入とする。

(3) 政府は、(1)の議決を経ようとするときは、(1)の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4) (1)により発行する公債については、国債整理基金特別会計法第5条の規定による償還のための起債は行わないものとする。

2. 日本専売公社の特別納付金の納付

(1) 日本専売公社は、通常の専売納付金のほか、積立金のうち1,569億円に相当する金額を54年3月31日までに国庫に納付しなければならない。

(2) (1)の特別納付金に相当する金額は、積立金の額から減額して整理する。

◇「地方交付税法等の一部を改正する法律」

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の特例措置等を定めた「地方交付税法等の一部を改正する法律」は4月28日に成立し、5月1日に公布、施行された。

同法の主な内容は次のとおり。

1. 地方交付税法関係

(1) 昭和53年度分の地方公付税の総額について、現行法定額に次の措置による額を加算する。

イ. 臨時地方特例交付金2,251億円を一般会計から交付税および譲与税配付金特別会計に繰入れること。
ロ. 15,500億円を交付税および譲与税配付金特別会計において借入れること。

(2) 地方交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税および譲与税配付金特別会計における借入金に係る借入純増加額の2分の1に相当する額を、当該借入金をした年度後の年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から交付税および譲与税配付金特別会計に繰入れること。

(3) (1)のロにより交付税および譲与税配付金特別会計において借入れた借入金を償還することに伴い、昭和59年度から昭和68年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度にお

ける借入金減少額を減額した額に、(2)による臨時地方特例交付金の額を加算した額とする。

(4) 基準財政需要額の算定方法を次のように改正する。

イ. 児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実、その他社会福祉水準の向上に要する経費の財源を措置する。

ロ. 教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備、私学助成の拡充等教育水準の向上に要する経費の増額を図る。

ハ. 市町村道、公園、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備および維持管理に要する経費の財源を措置する。

ニ. 過密対策、過疎対策、公害対策、消防救急対策等に要する経費を充実する。

ホ. 昭和52年度において発行を許可された地方税減収補てん債および財政対策債ならびに昭和52年度の国の補てん予算に伴い発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

ヘ. その他制度の改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定する。

(5) 特別とん課与税に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入する。

2. 公営企業金融公庫法関係

地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体によって行われる建設事業の円滑な実施を図るために特に必要があるものとして許可された臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業および臨時高等学校整備事業に係る地方債に対し、公営企業金融公庫の資金を融通することができるものとする。

◆為替変動対策緊急融資制度の改正について

政府は、5月19日、「円相場高騰関連中小企業対策臨時施行令」の一部改正を閣議決定した。これに伴い、為替変動対策融資制度の条件等は次のように改正された(5月22日実施)。

1. 経営の安定を図るために必要な資金の貸付の取扱期限を延長する(53年6月30日→53年9月30日)。

2. 上記資金および事業転換を行うのに必要な資金の貸付の利率を引下げる(年5.5→5.3%)。貸付の日から起算して3年を経過した日以後については年6.2→6.0%)。

3. 1企業当りの貸付限度を拡大する(2,000→3,000万円)。

4. 貸付総額を拡大する(2,200→2,700億円)。

◆昭和53年度における金融機関の店舗の認可についての大蔵省通達

大蔵省は、昭和53年度における金融機関の店舗の認可について、概要次のとおりの方針を決定、各地財務局長あて通知した(5月23日)。

1. 店舗の新設

一般店舗および団地等店舗の追加的内示は行わない。

2. 配置転換

地元住民の利便を損なわないことが確実な場合に限り弾力的に認可する。なお、今年度からの新たな措置として、配転を行う際、配転跡に特別出張所または預金代理店の設置を認める(ただし本年度分としては、1金融機関あたりいずれか1か店のみ)ほか、金融機関相互の店舗交換も弾力的に認める。

3. 既往内示店舗の設置場所変更

地域開発の遅れ等により設置場所変更を余儀なくされるケースについては、その認可を弾力化する。